

午後2時05分開会

○永田委員長 こんにちは。これより地域文教委員会を開会いたします。以降、着席にて進行いたします。

初めに、出席理事者の確認をいたします。欠席届が出ております。中根子育て推進課長と武笠国際平和・男女平等 인권課長が夏季休暇のため、そして、佐藤指導課長が検査のため、それぞれ欠席となります。ご理解をお願いいたします。

それでは、お手元に本日の日程及び資料をお配りしておりますので、ご確認ください。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

日程に入る前に、8月1日付で幹部職員の人事異動があり、当委員会の理事者名簿に一部変更がございましたので、お手元に配付させていただきました。この件について、執行機関から報告をお願いいたします。

○細越地域振興部長 はい。ただいま委員長からご案内がありましたとおり、地域振興部の幹部の異動がございましたので、ご報告させていただきます。

お手元の理事者名簿の裏側をごらんいただきたいと思います。私、地域振興部長が総合窓口課長事務取扱ということで、兼務をさせていただきます。また、前任の大塚総合窓口課長が地域振興部特命担当副参事ということで、部の特命事項について専管で担当してもらうこととなります。

年度途中の異動となりますが、職務に支障のないよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○大塚副参事 はい。特命担当の副参事ということで、8月1日付で拝命いたしました大塚でございます。文化振興及び図書館の関係を担当させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○永田委員長 大塚副参事、改めてよろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。子ども部の（1）令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要について、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。それでは、お手元の教育委員会資料1に基づきまして、令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、1、公募の趣旨でございます。こちらにつきましても、子育て世代の転入、あるいは、就労世帯の増加等によりまして、区立小学校、私立の学校も含めて、区民の皆様がご利用の学童クラブの需要が毎年増加している状況でございます。今後も待機児童ゼロ、学童クラブの待機児童ゼロを引き続き維持するために、今年度は麴町地区に学童クラブを増設することが喫緊の課題となっております。そこで、来年4月に開設をする私立学童クラブを九段小学校周辺地域に設置するため、整備を行う運営事業者を公募するものでございます。

次に、2、公募スケジュールでございます。公募の開始、こちらを本年9月中旬から行いまして、公募の締め切り、本年10月中旬に締め切りをいたします。その後、審査並びに選定でございますが、プロポーザル委員会を組織いたしまして、11月の中旬に選定を

いたしたいというふうに考えております。

次に、3、公募の要件でございます。クラブの定員につきましては、40名から60名程度、開設時期は来年の4月から、募集地域は麴町地域でございますが、具体には九段小学校から半径約400メートル程度の範囲内ということで、公募するものでございます。

ご参考までに裏面をごらんいただきますと、こちらが現在の九段小学校から半径400メートルの範囲を図で示したものでございます。この半径400メートルの範囲で募集をかけたいということでございます。

次に、先ほどの公募の要件の表のほうにお戻りいただきますと、主な要件といたしましては、運営場所を用意して、そして、そこで運営することについての提案をしていただくというものでございまして、本年4月1日現在で、都内において、学童クラブ事業を直営で1年以上運営している法人、または、従事者のうち常勤職員の2人以上が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」による有資格者であり、学童クラブ事業に精通している法人であること。次に、経済基盤でございますが、運営法人の財政、経営状況が適正であること。資本金が1,000万円以上であること。そして、直近の決算におきまして債務超過になっていないこと。こういったことを要件とするものでございます。

最後に、4、実施事業内容でございますが、こちらにつきましては、学童クラブの開設ということで、平日、月曜日から土曜日につきましては、放課後から19時まで、夜間保育は19時から21時、そして土曜日並びに学校の休業中でございますが、こちらは8時から21時。また、長期の学校の休業期間につきましては、午前7時から21時ということでございます。

なお、学童クラブ入会の募集につきましては、これは他の学童クラブと同様に、令和2年1月から年度当初からの入会分を募集いたしまして、入会の決定につきましては、令和2年2月の下旬を予定しているところでございます。

こちらの学童クラブの入会等のご案内につきまして、改めてまた後日、当委員会のほうに詳細をご報告させていただきます。

本件ご説明につきましては、以上でございます。

○永田委員長 はい。それでは、この件について、質疑を受けます。

○河合委員 九段小学校の中にアフタースクールを開設していると思うんですけども、それでも子どもの対応ができないということで、これを設置するという考えでよろしいですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。ただいまの河合委員のご質問のとおりでございます。

○河合委員 そうすると、この九段小学校から半径400メートルですか、設置。これはこれでいいんですけどもね。この地区は非常にマンションが多く建ってまして、富士見地区のほうも、今、学童クラブは満杯の状況なんですけども、将来的にそっちの対応も、この次には順次行っていくという方向性であるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。富士見地区につきましても、ただいま河合委員のご指摘のとおり、かなり児童数がふえている状況でございますので、したがって、今後、改めてまた検討はさせていただくというふうに考えております。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 九段が目いっぱいということで、新しい学童クラブを探さなきゃいけないということでしたけれども、以前、和泉も学童クラブが目いっぱいになって、それで、あそこは学童の定員をふやした。もちろんお部屋を借りてですけれども、定員をふやしたという経過があったと思うんですけども、例えば、今回、すんなり場所が見つければいいんでしょうけれども、なかなか見つからないとなった場合に、九段小学校のアフター、別の部屋を借りるなりして、定員をふやすという対応というのはなかなか難しいということですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。確かに副委員長ご指摘のとおり、過去にも学童クラブの定員枠をふやしているという、そういったクラブもございますが、実は、こちらの九段小学校につきましては、今現在もかなり児童、いわゆる生徒数がふえている状況の中で、なかなか空き教室の確保が非常に難しい状況であるということが1点。そして、今現在の学童、アフタースクールで使わせていただいております教室もかなり手狭になってきているという状況から、先ほど冒頭にもご説明を申し上げましたように、やはりこちらの地区に新たに学童クラブを整備させていただくということがまず一番望ましいというふうに判断をしたものでございます。

○牛尾副委員長 じゃあ、ぜひ、新しい学童クラブが見つかるために、あの辺はなかなかマンションが多くて、マンションの1室がもし使えるような形があればいいんですけども、なかなかない場合はどうしても民間のビルを探さなきゃいけないといった場合に、事業者にも、今回、場所も探して応募というふうになっていきますけれども、ぜひ、区のほうとしてもいろんな物件がないか、協力してやっていただければと思います。これは要望ですので、よろしくお願いします。

○永田委員長 はい。お願いします。

池田委員。

○池田委員 このエリアの中では、今、新しく保育園のほうは建築予定になっているところがありましたよね。三番町のところ。

○新井子ども支援課長 はい。この地域ですと、来年4月開設の三番町に1園できる予定です。

○池田委員 はい。各委員からのご指摘があるように、確かにここはマンションが多いし、非常に場所を確保するというのが難しいと思うんですけども、そのあたりは、行政としては、どこか一緒になって探していくというところで、どこかはまだ全く白紙の状態なんでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 昨年度もこの地域で学童クラブの公募をしたところでございますが、やはりふさわしい物件がないということで、昨年は実現できなかったという経過がございます。

ただいま皆様からご指摘、ただいま池田委員からのご指摘いただいたように、非常にこちらの地域は物件の確保が難しいという状況でございますので、まだ今現在は私どものほうで具体的に、何といいますか、心当たりになるようなところはまだございませんけれども、やはりこれは事業者を募集しながら、私どもも鋭意情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○池田委員 はい。このエリアなんですけれども、大学が幾つかあるかと思います。これまでも大学連携ですとか地域連携ということで、大学の学生さんと一緒に活動している地域だと思っんですけれども、学童クラブということなので、若干、時間が普通の大学の講義とはずれていると思いますけれども、例えば、この大学等々で保育科とか、専門的な勉強をしている学生のところも含めて、そういう校舎の一部を借りて、学童クラブができないかというような発想はないですかね。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。ただいま池田委員ご指摘のとおり、確かにこの地域である程度そういったスペースが確保できるような物件といたしますと、そういった学校といたしますか、そういったところがやはり選択肢の一つとしては想定し得ると思っんです。

あと、具体的にそちらの学校のいわゆる現在の状況等、そういったものも具体的に確認をさせていただく必要がございますので、今現在は、先ほど申し上げたように、まだ私どもとしては具体策が、具体的にここといったような腹案もまだ策定できておりませんが、ただいまの池田委員のそういったご提案も受けとめさせていただきまして、多方面、多角的に検討はさせていただきたいと思っております。

○永田委員長 いいですか。

あれ、物理的に学校でそういうのを運営するということは、可能なんですか。法的にとっんですかね、学校が、場所が教室があれば借りるとっんことは。（発言する者あり）

児童・家庭支援センター所長。

○安田児童・家庭支援センター所長 スキームとっんば、例えば法的に、例えばそういった学校をお借りして、こっんいった事業を運営するこっんことについては、特に学校側のご了解ですとか、あるいは物件の条件、いわゆる学童クラブとして使用できるよっん、こっんいった環境整備とっんば、こっんいったこっんことが可能であれば、それは問題はないとっんふに認識をしておっん。

○永田委員長 そうですね。池田委員のご指摘どおり、ちょっと学校にも少し打診とっんば、していただけるとっんばいいかなと。いいです、要望だけで。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 3番の公募の条件のこっんところの主な要件とっんば、下から3行目に「常勤職員2人以上が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」による有資格者であり、」とあるんですが、この資格とっんば、こっん具体的にとっんば、こっんどのようなものをいっんのでしょっんか。保育士とは違っんと思っんば、こっん。

○安田児童・家庭支援センター所長 こちらの基準は厚生労働省が定めておっんば、こっん基準でございまして、第2回定例会のこっんときに、私どもの区の条例改正をご提案を申し上げまして、ご議決を賜りましたけれども、そのこっんときに、やはりこっんいった基準に沿う形での資格として、こっん一定の研修、要するに都道府県知事が実施をする研修、それを受講してっんこことによりまして、資格が取れるとっんば、こっんものでございまして。

○たかざわ委員 そうしますと、研修を受ければ、それで有資格者とっんこことになるとっんば、こっん理解でよろしいですね。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。たかざわ委員のおっんしゃるとおりでございまして。

○たかざわ委員 他区のことですけども、児相を今度は先駆的にやるという話もありますし、それから保育園もそうなんですけども、保育士の不足、それから児相なんかは人材不足ということがよく言われておりますけども、この学童クラブの運営業者、この資格を有している人間を抱えている業者というのは、どれくらいあるんですかね。それはちょっとわからないですかね。というのは、毎回、公募をしても、学童クラブもそうですし、それから保育園の運営もそうなんですけども、応募してくる数が少ないという認識があるんですが、どれくらいの数があるものか、わかれば教えていただきたいんですが。

○安田児童・家庭支援センター所長 申しわけございません。ちょっと学童クラブのいわゆる事業運営ができるような事業者がどのくらいあるかというのは、ちょっときょうは、手元にその数を押さえていないものですから、申しわけありません。

○たかざわ委員 そうしましたら、じゃあ、今度は、どれくらいあるかというのをわかれば、調べていただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○永田委員長 お願いします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。じゃあ、この件につきましては終わります。

次に行きます。（２）子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要について、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。それでは、お手元の教育委員会資料２に基づきまして、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、公募の趣旨でございますが、子育て短期支援事業のうち、ショートステイ事業は、これまでも区外の施設に委託をして、本区においては実施をしております。これは具体的に渋谷区のほうの児童福祉施設でございまして、そちらに委託をしておりますのでございます。しかし、今後は千代田区内においてこの事業を実施し、その受入定員も拡充をする。これは、先ほどの渋谷区の定員が１名でございますので、それを５名まで拡充したいというふうに考えております。そして、トワイライトステイや一時預かり事業も実施し、多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るというものでございます。また、身近に相談できるような方がおらずに育児に悩んでいたり、疲れていたりする保護者の方のレスパイトとして利用できるようにするということから、児童虐待の未然防止にもつなげることができるというものでございまして、こういったことから、単に子どもを預かる、いわゆる託児というだけではなくて、こういった被虐待児童等への支援にも精通をしている受託事業者を選定をするというものでございます。

次に、公募のスケジュールでございますが、本年９月中旬から公募を開始いたしまして、１０月の中旬に公募を締め切りまして、審査並びに選定は本年１１月の下旬に実施いたします。こちらプロポーザル委員会におきまして、選定をするというものでございます。

次に、公募の要件でございますが、こちらの開設の時期は、令和２年１月から。実施の場所でございますが、区が賃借をした民間物件、具体には神田司町２ー５、デルックス神田大手町というマンションがございまして、こちらの７階、１フロアを予定しております。

こちらの物件につきましては、裏面の地図のほうをごらんください。こちらの地図で、外堀通りを挟みまして、左手のところにチェックの表示の物件がございますが、こちらが当該物件でございます。児童・家庭支援センターからも徒歩5分以内の至近の距離にあるという物件でございます。

恐れ入りますが、先ほどの表のほうにお戻りいただきまして、主な要件、公募の要件でございますが、本年4月1日現在、東京都内におきまして、児童を対象としたショートステイ事業を1年以上運営している法人、従事者のうち、2人以上が児童福祉法で規定する児童福祉施設で2年以上の勤務経験を有し、子育て短期支援事業に精通をしている法人であること。そして、経済基盤でございますが、直近の決算におきまして債務超過になっていないこと。

最後に、実施事業の内容でございますが、子育て短期支援事業、これはまずショートステイ事業といたしまして、保護者が疾病または出産で入院するときなど、児童を養育することが困難な場合に、宿泊で一時的に預かるものでございまして、2歳から小学生までを対象とするものでございます。

次に、要支援家庭ショートステイ事業。こちらは、保護者の方の育児疲れ、あるいは、精神的あるいは身体的な課題等があるというときに、児童の養育が困難な状況になった場合に、宿泊で児童を一時的にお預かりをするものでございます。対象は2歳から中学生まで。

そして、最後の二つの事業につきましては、これは新たにメニューとして今回追加をするものでございますが、保護者が仕事等で児童を養育することが困難な場合に、夜間の時間帯に一時的に預かると。これがトワイライトステイ事業でございます。そして、一時預かり事業でございますが、保護者が通院、学校行事、リフレッシュ等で家庭での養育が困難な場合に一時的にお預かりをするというものでございます。

なお、このトワイライトステイ並びに一時預かり事業につきましては、これは宿泊ではなく、日帰りでお預かりをするということでございまして、先ほどのショートステイ事業、これの利用状況等に鑑みまして、こちらのトワイライトステイ並びに一時預かり、こちらにも実施をさせていただくというものでございます。

本件につきまして、ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。では、この件について、質疑を受けます。

○たかざわ委員 この一時預かり事業なんですけども、それは、現在、幼稚園で行われている、あるいは保育園で行われている一時預かりとは違うという認識でよろしいんですかね。福祉と、それから事業的には福祉に入るの、教育の幼稚園、それから保育の保育園とは違うという考え方でよろしいんですか。

○新井子ども支援課長 はい。今、幼稚園で行っておりますのは、お預かり。帰りのお預かりの事業ということなんです。こちらは一時預かりで、主に児童館とか、そういったところでやっている事業と一緒に、こちらは。ですよね。（発言する者多数あり）

○永田委員長 1回休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時34分再開

○永田委員長 委員会を再開します。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 そうしますと、今度、10月から始まる、これは「2歳～小学生」と書いてありますけども、例えば、幼児教育の無償化とは関係がないという認識でよろしいですか。あるいは、申請をすればという形なんですか。

○新井子ども支援課長 幼稚園に通われていて、保護者の方が就労されている場合は、その幼稚園のお預かりであったり、あとは、児童館の一時であったり、こちらの一時預かりというのは、1万1,300円の範囲で無償となります。いろいろ要件がありますので、全員それに当てはまるかといいましたら、それはいろいろ通っている幼稚園によって違ったりとかというのがあります。その辺は、今、保護者の方にわかるように広報ですとか、また、いろいろ私立の幼稚園に行っている方には個別にお手紙などでご案内しております。はい。その辺は、無償になる方もいるし、ならない方もいらっしゃるということです。

○たかざわ委員 そうしますと、この事業者を募集した後に、この一時預かり事業というのも対象者がいる場合もあるという、そういう認識でよろしいですね。

○新井子ども支援課長 はい。3歳児から5歳児のお子様であれば、対象の方はいらっしゃいます。

○永田委員長 はい。

ほかに。

○牛尾副委員長 この一時預かり事業なんですけれども、これは今、ほかのところでもやっていると申すんですけども、ニーズはどんな感じですかね。ニーズは多いと、一時預かりのニーズ。

○安田児童・家庭支援センター所長 ニーズはやはりあるというふうに認識をしております。そういったことから、今般、区において、こういった形で新たに区内での開設ということも予定しているものでございます。

○牛尾副委員長 例えば、ほかのところでもやっている一時預かりもなかなか応募が多いという話も聞いているんですけども、私がちょっと心配になったのが、ここを開設する理由の一つに、なかなか育児疲れで保護者が疲れていると。そういうときに、さまざまな支援事業ということでも行うとなっているんですけども、定員5名じゃないですか。もし、その一時預かりで、一時預かりが、例えば仕事とか、急に仕事が入ったとか、用事で利用したいという方たちで埋まっちゃった場合に、育児疲れでどうしても一時子どもから離れて、少し間を置きたいと、休憩したいというお母さんが利用できなくなっちゃうという可能性も出てくるのかなと思って。そこはやっぱりせつかく保護者の育児疲れ等で利用するという施設ができたわけだから、やっぱりそこはいろいろ検討、対応というのが必要なのかなと思うんですけども、そこはいかがですかね。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいまの副委員長のご指摘はまさにごもっともでございます。私どももこの事業をこちらで開設をして、実施をするに当たりましては、その点については、やはりしっかりとこの受託事業者側とも、いわゆる事業運営について詰めた上で、こちらの実施事業内容を記載をさせていただきますが、まずショートステイ事業、こちらが優先度としては高いというふうに認識をしておりますので、一時預かり事業につきましては、これは、今、先ほどご質問にもございましたように、各児童館等でも一時預

かり保育という形で実施をしております。そういったチャンネルがございますので、そういったこともご案内をさせていただきながら、しっかりと調整といたしますか、そういったことを図っていただくということを想定するものでございます。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○小野委員 この仕組みなんですけれども、私は他区で何力所か存じ上げているんですけれども、非常にニーズが高いかなというふうに思っております。その中で、先ほどまさに子育て疲れとか、そういったところでお子さんを預けるというのがここに盛り込まれていて、それについての策というの、今、理解をいたしました。一方で、万一、ここに預けられたお子様というのが、もしかしたらネグレクトですとか、何かしらの事情を抱えているなということがわかったときに、どのような連携をするとかというところは、もう検討されているのか、それとも今後検討なのか、教えていただけますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。まず、こちらのほうの事業を受託事業者のほうにつないでいくというその前提といたしまして、私ども児童・家庭支援センターにおける専門職の相談員がまずは保護者の方に面談をさせていただき、お子様と保護者の方の状況等について、例えば保健師あるいは心理職といった専門職が面談をさせていただいた上で、お子様の状況も含めて判断させていただきまして、そして、こちらのショートステイ等につなげさせていただくということを想定しておりますので、ただいま小野委員ご質問の、例えば、そういったネグレクトのリスクですとか、そういったものについても、やはりそこはしっかりとその段階で判断をさせていただくということを想定しております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○永田委員長 もう、いいですか。はい。

ほかによろしいでしょうか。

○西岡委員 ご説明ありがとうございました。

病児保育ですと、子どもの都合ですよね。今回は、これは親の都合ということだと思っておりますけれども、その両方の都合を両方の目線に立って、産んでから2年後というわけじゃなくて、出産後すぐに入れるような産後ケアセンターのようなものがあれば、初動がすごくこう子育てって大事だと思うんですけれども、子どもと親と一緒に過ごせるような産後ケアセンターの事業ですとか、第三者が入ることによって、母子の今後の健全な生活リズムを学べるスタイルというのがあるんですけれども、他区ではもう既に存在しておりますし、そういうものと今後リンクさせることはできないのでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。ただいまの西岡委員のご質問の視点、私どもも重要な視点であるというふうに認識をしております、やはりそういった母子のいわゆるケアといたしますか、そういった支援を図るためのそういった機能の場というのがまだ私どもの区の場合、そこがまだ不十分といたしますか、そういう環境でございますので、ご案内のように、やはり母子保健の部分は、今、保健所のほうで保健師が機能しておりますけれども、そこは今現在、連携型といたしますか、保健所の保健師等とも情報共有、情報交換を図りながら、いわゆる要支援のご家庭についてのケアといたしますか、そういった取り組みは、私ども児童・家庭支援センターと連携を図らせていただいているところでございますが、ハード面での整備といったこともやはりまだまだこれは課題としてあるというふうに認識をしておりますので、それは今後、また引き続きそういったものは



検討はさせていただきたいというふうに思います。

○西岡委員 ありがとうございました。やはり産んでからすぐの母子との新しい生活という面でもすごくいい勉強にも、母親としてもいい勉強に——私も他区で利用させていただきましたが、すごくいい勉強になったんですね。なので、ぜひ、本区でも産後ケアセンターはもうぜひぜひつくっていただきたいと思いますと思って、私もまた改めてほかの部分でも質問させていただきたいと思います。引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○永田委員長 お願いします。

副委員長。

○牛尾副委員長 すみません、もう一点だけ聞かせてください。

この物件の、もしわかればですけど、広さとか間取りとか、どういう状況なのかというのはわかりますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 こちらの物件につきましては、いわゆる廊下との共有面積も含めると、1フロアで120平米でございますが、そのうちの約76平米をこのショートステイのフロア、いわゆる機能として整備を図るということで想定しております。

なお、間取りにつきましては、これは、今現在、ちょっと調整中ございまして、まだ、なるべくいわゆるショートステイとして使いやすい、そういった形での間取りといったものを具体的に調整しているというものでございます。（発言する者あり）

○牛尾副委員長 その調整——要するに、例えば、事業ごとで何か保育のやり方というのが違うじゃないですか。要するに、1部屋でやろうとしているのか、それとも区切ってやるというふうになっているのか、その辺も調整中なんですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、例えば宿泊という形でのショートステイが一つメインにございますので、当然、そういった宿泊の部屋。そして、子どもたちがやはり活動、いわゆるお預かりをしているときに活動ができるような、そういったスペース。そして、いわゆる水回りですね。そういったもの。そういった設備を含めて、一定の間取りというものでございます。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○小野委員 ありがとうございます。多分、この間取りについては、業者でないとなかなか細かいことがわかりにくいと思うので、本当にこれからなのかなと思いました。一方で、この内装を決めたときに、この、例えば予算というか、ここにかかる全ての経費を区が一括して面倒を見ることになっているのか、それとも、この指定業者がそこも含んだ上で運営をされるのかということをお教えいただけますでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 こちらのハード面の、いわゆる先ほどご質問もございました間取りですとか、あるいは、こちらは児童福祉施設でございますので、建築基準法ですとか消防法によるかなり厳しい条件等もございますので、そういったものについては、オーナー側と区が調整を図りまして、整備をしていただき、それを区が借り受けると。したがって、器として、いわゆる基本的な躯体の部分のそちらは区のほうの経費で賄うというものでございます。また、こちらの受託事業者の側にも、いわゆる備品といえますか、そういったものを含めて、受託事業者側が開設に当たって準備をしていただきまし

て、そういったものを含めて、委託料として区がお支払いをするというものでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。ということは、備品については業者が用意をして、そして、それ以外の設備などについては、オーナーと区が話し合った上で、区が基本的には出すという、そういう認識で間違っていないですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。小野委員おっしゃるとおりでございます。

○小野委員 ありがとうございます。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、次に行きます。

（3）（仮称）四番町公共施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○小池子ども施設課長 報告事項の3番目、（仮称）四番町公共施設整備に関しまして、教育委員会資料3を用いましてご報告申し上げます。

（仮称）四番町公共施設に関しましては、昨年度までは都市基盤整備特別委員会でご説明を申し上げまして、ご議論をいただいたところです。今回、地域文教委員会に報告するのは初めてでございますので、若干その経過についてご説明を申し上げます。

この四番町公共施設整備に関しましては、四番町保育園と四番町児童館、区営住宅、集会施設から成る建物と、四番町図書館、四番町アパート、職員住宅から成る建物の建てかえということでございます。2棟のものを1棟として建てかえるという計画でございます。このことに関しましては、都市基盤整備特別委員会の当初におきましては、四番町アパートに関しての議論があり、建てかえか、それとも、建てかえではなく大規模改修、長寿命化を図るための大規模改修でというようなご議論がございました。その件に関しましては、平成29年の12月11日の特別委員会で、建てかえで進めていこうという整理になりました。その後、1棟で建てかえるのか、2棟で建てかえるのかということの議論がございました。この件に関しましては、平成30年の3月8日の特別委員会で、1棟案で進めていくということで、整理がされました。そして、昨年の基本設計段階において、1棟案のプランを、平成30年の10月4日の都市基盤整備特別委員会でご説明を申し上げました。その際に、エントランス付近の施設の配置であったり、動線の問題というようなことのご指摘がございました。そのご指摘を受けまして、区として見直しを行いまして、12月5日の特別委員会で修正した図面をお示しし、ご理解を頂戴しました。その後、基本設計プランをもとに、実施設計を行いました。

今後、近隣の方々へご説明や工事の発注の手続に入っておりますので、本日は、その内容、実施設計の概要につきましてご説明を申し上げます。このことに関しましては、本日の企画総務委員会におきましても、政策経営部から報告があるところでございます。

それでは、教育委員会資料3をごらんください。

1ページ目です。こちらが配置計画、それから案内図でございます。右手のほうの図でございますが、赤い印が4カ所ございますけれども、4カ所から入っていく形になるというような形になっています。右端の部分が東郷公園の交差点でございまして、番町学園通りと東郷通りが交差する場所、行人坂という形になります。番町学園通りから駐車場に入るといった形になってございます。それから、行人坂のほうからは、図書館と児童館と区民

集会室の入り口、それから住宅部分が別になってございます。行人坂を若干上りますが、保育園の入り口、現状と一緒にの入り口になろうかなというふうに考えております。

次のページに参ります。B 1 階の平面図と1 階の平面図がございまして、B 1 に関しましては、駐車場と防災備蓄倉庫、それから保育園の調理室が入ってございまして、グレーのところは共用というような見方になろうかなと思います。1 階部分です。こちらは、図書館と区民集会室があります。エントランスホールということで、こちらに関しては、図書館と集会室と児童館に入れるということになります。若干ブルーの部分がございますが、こちらに関しては、住宅ですね。住宅の入り口ということになります。

3 ページ目に参ります。2 階と3 階の平面図が描いてございまして、2 階部分のオレンジ色のところの部分が保育園になっております。行人坂のほうから入っていくということになります。図書館部分に関しましては、児童書といいますが、子どもの図書を中心に2 階のほうは検討しています。児童館との連携ということを考え、2 階と3 階との連携ということを考え、図書に関しては児童書というようなことを考えているという内容になっています。3 階のほうです。こちらに関しましては、保育園と児童館がございまして、2 階の図書館との連携ということから、3 階の児童館があるという流れになります。

次のページに参ります。4 階と中間ピットの平面図が描いてございまして、4 階に関しましては、児童館ということになります。体育館といいますが、大き目の遊戯室がございまして、体育館としても利用ができるというようなことになってございまして、天井も一定程度あるものでございまして、中間ピットに吹抜がございまして、中間ピットのほうですが、こちらに関しては、5 階から上が住宅棟になってございまして、その部分の配管等の関係で、こちらに中間ピットを設けているものでございまして、切り分けができていますというようになります。

5 階、6 階です。こちらに関しては、職員住宅です。1 DK と 2 DK というものが中心になっています。

それから、6 ページ目に参ります。7 階、8 階と9 階から1 1 階というような図面になります。2 DK と 3 DK、1 DK というのが7 階、8 階にございまして、9 階から1 1 階が2 DK と 3 DK というようなことで、区営住宅が入るということになります。

引き続きまして、7 ページ目です。こちらが1 2 階と屋上の平面図です。1 2 階に関しましては、2 DK と 3 DK の配置。屋上に関しては、太陽光パネルの設置がございまして、

引き続きまして、8 ページ目、これは西側からの断面図、背景図になります。ビジュアルアーツ専門学校側からということになろうかなと思います。こういった絵になります。

それから、9 ページ目が行人坂のほうから見たメーンの入り口になろうかなと思います。

それから、1 0 ページ目が南北ですね、北と南の立面図ということになります。

それから、1 1 ページ目、1 2 ページ目というのが、断面図を準備してございまして、1 1 ページ目が東西方向に切った断面図ということになります。1 2 ページ目が、南北方向に切った断面図ということになります。

最後になりますが、1 3 ページをごらんください。全体のスケジュールを記載してございまして、こちらは、一番上の行がきょうご説明申し上げました本体の部分です。現在、実施設計をやっているということで、8 月が実施設計ということで考えております。来月に入りましたら、早期周知に関する条例に基づくご説明会の開催を考えてございまして、1 1

月になりましたら、紛争予防条例に基づく説明会を考えております。その後、工事発注の手続に入りまして、公告を行っていく予定です。

工事に関しましては、既存建物の解体工事と新築工事の一体の発注ということで考えてございまして、令和6年10月竣工、56カ月の工期ということを考えております。工期に関しましては、本年1月30日の都市基盤整備特別委員会でご提出申し上げました資料では、令和6年6月竣工ということで書いてございました。こちらに関しましては、実施設計をやっていく段階で、工事量が明確になり、工事の段取りを考えたところ、令和6年10月までの工事期間が必要になったということでございます。

次の行でございますが、こちらに関しましては、四番町保育園、児童館の仮施設に関しましての行でございます。平成29年度から仮施設で供用を始めておりますけれども、日本テレビ放送網株式会社の土地を借りて、利用しているという段階でございますが、こちらの借用の期限が令和4年度末、令和5年3月となっております。右側の6年、7年が点線になってございますが、今後、この点に関しては、貸し主側と協議をやってまいりたいというふうに考えております。

その下の段ですけれども、こちらに関しては、仮住宅の行でございます。現在、建設中の仮住宅でございますが、1定の工事変更契約の議決の後、来年8月の竣工を目指して工事をやっているという段階でございます。

その次の行が四番町図書館の仮施設のスケジュールです。こちらに関しましては、6月27日の地域文教委員会でご報告申し上げたとおりでございますけれども、現在、改修を進めておまして、年内を工期としております。来年の4月から仮施設での供用開始という方向でございます。

その次の段が職員住宅の段です。こちらに関しましては、来月末までに居住者全てが移転するというようになっております。移転に関しましては、既存の職員住宅や民間の職員住宅の借り上げということで利用しております。四番町公共施設が整備された後につきましても、一部の民間住宅の借り上げについては残る予定でございます。

それから、一番最後の段でございますが、区民集会室に関しましては、来年3月末をもって一時休止とする計画でございます。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。それでは、この件について、質疑を受けます。

○池田委員 すみません、中身に入る前になんですけれども、この資料はA3でいただくことは可能なんでしょうか。

○小池子ども施設課長 先ほどちょっと申し上げたんですが、企画総務委員会のほうのとの一緒ということもありましたもので、そういった流れになっているということでございます。できないということではないんですけども、一応、そういった流れで両委員会そろえているということでございます。

○池田委員 はい。この委員会が終わった後でもいいんですけども、ぜひ、A3判で、この文教委員会、これまでもお茶の水小学校ですとか麴町中学校も含めて、いろいろ学校施設、公共施設を検討してきたと思いますけれども、平面図を含めて、やはりしっかりとした大きさを確認したいものですから、私もすみません、だんだんと衰えてきているもので、できれば、もう少し大きい資料をいただきたいなというところでございます。

これはあくまで平面図の、今、たたき台だと思うんですけども、今後、また立面図みたいなのは出てくるんでしょうか。

○小池子ども施設課長 立面図というのは、こちらにございます11ページ、12ページのものということではなく、その詳細のですか。そこまでのものというのは、現段階ではできていないのが現実でございまして、これが実施設計の概要としてご説明するというところで、地域に関しても、この形でご説明をしていきたいというふうに考えております。

○池田委員 これは、地域の説明会もこの大きさなんですか、資料は。

○小池子ども施設課長 はい。そこに関しては、検討してまいりたいと思います。

○池田委員 はい。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○河合委員 関連で。池田委員の関連なんですけども、1ページからちょっと平面図が出ていますけども、大きさがわからないんだよね。何メートルなのか。300分の1とかは書いてありますけども、何を基準の300分の1なのか。よく何メートルあるのかがわからないと、大体、この部屋の大きさがどのぐらいのものなのかということが把握できないので、次、出すときは、必ずこの何メートルというか、その辺の寸法を入れてもらいたいなと思っています。

○小池子ども施設課長 はい。まだそこまでの図面が、きょうは準備できていないんですけども、平米数に関しても現在出しているところでございまして、基本設計の概要のときと同等といいますか、そういったこととございまして、もし、どこというか、何メートルとかというようなことで、必要であれば、回答できるところは回答していきたいと思うんですけども。はい。という状況でございます。

○河合委員 ちょっとおかしいですね。設計図を出すときに、土地の何坪あって、敷地面積が何メートルと何メートルと何平米あるというのは基本ですから、準備の段階以前の問題で、こういうものを提示するときには必ず縮尺を出さないと、何メートルだと。僕は基本だと思いますね。その辺は、もうきょうは間に合わないにしても、今後こういう資料を出すときには、必ずお願いをしたいと思います。

○小池子ども施設課長 大変申しわけございませんでした。敷地面積ということで、全体の面積ということのご説明は、今はできるんですけども、それぞれの建坪のということであると、今、ちょっと資料がなくて申しわけないんですが、全体でということであれば、各階ごとのぐらいの面積であれば、ご説明することは可能なんですけれども。大変申しわけございません。（発言する者あり）

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 はい。ちょっと中身に入る前に確認なんですけれども、一番最後の13ページのスケジュール表で、仮園舎ですけども、期限どおりだとちょっと間に合わないということですよ。それで、相手側とは、もう延長しますよというおおむねの確認はとれているのか、それとも、これからの交渉なのか、そこはどうなんですか。

○小池子ども施設課長 先ほどちらっとご説明申し上げましたが、今後——きょう、工期が56カ月ということで明らかになったということもございまして、そういったことを含めまして、今後、貸し主側と協議をやってまいりたいというふうに考えております。

○牛尾副委員長 見通しはどうなんですか、見通しは。

○小池子ども施設課長 はい。大変申しわけないんですが、今後協議をしてまいりたいということで考えております。

○牛尾副委員長 これ、もし、日テレの側がちょっともう無理ですとなった場合は、これ、何かいろんな検討はあるんですか。

○小池子ども施設課長 はい。まずは、このご説明をやった上でということにはなろうかなと思いますが、かなわないといえますか、こちらのあれも全くかなわないというようなことにならないようにすることはまずあった上で、別の代替策は当然考えていく必要はあると思います。もし、そうなった場合ですけれども。

○牛尾副委員長 ちょっとこれ以上言いませんけれども、今後工事がどうなるかというのいろいろな話がありますので、そこはしっかり子どもたちに影響がないように対処していただきたいというのが一つ。

あと、ちょっとこの図面ですけれども、あれは今後の委員会で、先ほど河合委員や池田委員が言われたとおり、詳細な、例えば平米数、メートルが書いた図というのは、今後の委員会で出していただけるんですか。

○小池子ども施設課長 はい。当然それは準備ができ次第ご説明申し上げますけれども。ということは可能ではございます。

○牛尾副委員長 では、その上で、それが出たときでもいいと思うんですけれども、今一今じゃないな、前、仮園舎に移る前の四番町保育園の入り口というのは、坂もあって、ちょっと入り口としては少し自転車が置けるようなスペースがないということで、なかなか自転車で子どもさんを送る場合、ほかのところにとめてから移動しなきゃいけないということがあったと思うんですけれども、この新しく園舎をつくる場合に、そういった子どもを送り迎えする際の自転車を置くスペースというのは検討されているんですか。

○小池子ども施設課長 はい。3ページ目の、小さくて申しわけないんですが、2階のほうの平面図をごらんいただいて、保育園の側から坂にはなりますけど、入っていただきますと、保育園の玄関というのがございます。そこに点線で書いてある、こちらがその置き場ということで考えてもらえればと思います。

○牛尾副委員長 この「保育園」と書いてある下のほう。点々……

○小池子ども施設課長 保育園。はい。

○牛尾副委員長 あ、そこ。

○小池子ども施設課長 点線がありますが、こちらを利用してということで考えております。

○牛尾副委員長 はい。うん。わかりました。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○池田委員 これ、一番最後のページの、今、スケジュールが想定されていますけれども、前回の委員会でもご説明がありましたが、今、もう四番町図書館については、移設、移転をするのに改修工事が始まっているはずなんですけど、そのようでしょうか。

○大塚副参事 ただいまの池田委員のご質問でございますが、7月1日に新しい仮施設、賃貸借契約を締結いたしまして、そして、同時に工事協定も結びました。実際に、7月16日より改修工事が着工されております。まず、アスベスト除去工事から入っているところでございます。

○池田委員 はい。ありがとうございます。

これは、前回は少し——すみません、ちょっとそれるかもしれないんですが、この仮施設候補地という形で始まっているところがかなりの高額で、これから新しい四番町図書館を使うまでかかってくると思うんですけども、今、きょうの報告事項の1番に上がりましたが、この学童クラブ等も、例えばここの図書館をもし仮施設として使う場合に、5階、6階等、上の階があいているということも——は使うようなことというのは検討事項には入っていませんか。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。この図書館の仮施設につきましては、確かに位置的には非常に九段小にも近いというところで、なかなか有効な立地条件というふうには考えておりますが、具体的にこの同じ建物の中でその上のフロアを学童のような機能にということは考えておりません。というのは、この施設、いわゆるこの図書館で一体、いわゆるこのビルを全て使用せざるを得ないというふうに認識しておりまして、したがって、こちらについては、ちょっと候補から私どもとしては外していたというものでございます。

○永田委員長 池田委員、いいですか。（発言する者あり）

図書館について、何かある方がいたら一緒に。大丈夫ですか。

池田委員。

○池田委員 申しわけないです。すみません、時間をとらせて。確かにそういう検討をしていないというのは承知をしましたが、これまでも九段小学校が仮校舎になったときには、今の学童クラブ、四番町の学童クラブにスクールバスを一度、四番町の施設にとめて、本来ですと、そこの一番短距離で行く道があるんですが、それにもかかわらず、一度歩道がある西通りに出て、そこから迂回をしていかなきゃいけなかったというところで、先ほどの報告事項の中にあつた半径400メートル外のところに学童クラブが今もあるのは承知していますよね。その辺、確認させてください。

○安田児童・家庭支援センター所長 確かに、先ほど申し上げました400メートル外のところに現実に今も学童が幾つかございまして、いわゆる距離的に広げるということももちろん選択肢としてはあるとは思いますが、やはり、まず今回は九段小の児童が徒歩で通うということを優先として考えておりますので、したがって、そういったことから、こちらの半径400といった要件を求めるというものでございまして、今回については、半径400でまずは提案をしていただきたいというものでございます。

○池田委員 随分まとまっていないような回答なんですけど、実際に、今もう九段小学校からそこの四番町の学童クラブへは徒歩で通っているかと思えます。いずれここの四番町施設に学童クラブができ上がって、学校の近くにこのような学童クラブになるのがもう決まっていることでしたら、図書館をこの高い月額500万以上で借りるというところの図書館、今度の仮施設、そこをもう少し利用して、同じような学童クラブを入れるというような考えはないですか。

○大矢子ども部長 はい。まず学童クラブですけど、当然、この後で例えばその建物が一体まだ貸してくれるのかどうなのか、それも全然わかりませんが、学童クラブ需要は新たな学童クラブを入れてもまだ例えば足りないとかというような状況下の中で、今後、図書館が終わった後ですよ、必要なかどうか——図書館に関しては、これはもう全館使

うということ聞いていますから、ここに学童クラブが今入る余地は多分ないんでしょうけど、今、この建物の中に学童クラブを入れられないかというご質問ですか。あ、それは我々が答えるんじゃないくて、それは図書館のほうで、建物全館を多分使うという話になっていると思いますけど。

○永田委員長 一旦休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時25分再開

○永田委員長 では、再開します。

児童・家庭支援センター所長。

○安田児童・家庭支援センター所長 はい。こちらの四番町図書館の仮施設のいわゆる学童クラブ等への活用の検討でございますが、昨年度、経過の中で、やはりこちらの施設をいわゆる児童福祉施設として、学童クラブとしての供用で利用するには、なかなか避難経路の問題等、ハード面での制約、あるいは、こちらの借用の期間等が限定といったような、そういったようなことで、こちらについては、対象としていなかったというものでございます。

○永田委員長 施設の問題として、学童クラブには適切でなかったという判断をしたということでもいいですか。

西岡委員。

○西岡委員 すみません、その経緯を、ごめんなさい、余り勉強不足で申しわけないんですけども、耐震性とかはお調べになった上での契約だったんでしょうか。ちょっとお話がまた違うことで申しわけないんです。

○大塚副参事 こちらの仮施設の建物につきましては、かなり建築年数もたっておりますので、今回の改修工事では耐震改修も含めて、工事をするところでございます。

○西岡委員 安心いたしました。ありがとうございました。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。じゃあ、この件につきましては、これで終了をします。

以上で、報告事項を終わります。

続いて、日程2、その他について、執行機関から何かございますか。

○依田コミュニティ総務課長 街区表示板の整備について、口頭でご報告申し上げます。

街区表示板というのは、まちなかにございます、まちなかに表示されています縦66センチ、横が12センチのこの縦長のブルーの、町丁名と番地が入った表示板でございます。（「青いやつ」と呼ぶ者あり）はい、青いやつです。

昨年度来、区の住居表示実施地域の予備調査を職員で行ったところ、この街区表示板の老朽化が進んで、破損が進んでいることが判明いたしました。今後、破損による事故防止や2020東京オリンピック・パラリンピックの競技大会開催を控えて、まちの景観上好ましくないものを取りかえ、また、未設置の地域の新設、これは民地の場合、建物所有者の同意が必要でございますが、これを行い、区民を初め来訪者の利便性を図ってまいりたいとも考えてございます。



工期は、10月初旬から年度いっぱいをかけまして行いたいと思います。

なお、街区数でございますが、区内627街区のうち、神田三崎町、神田猿樂町の52街区はもう整備済みでございますので、今回、残る575街区を調査の上、整備してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上でございます。

○永田委員長 はい。この件につきまして、質疑は。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 以前、この住居表示じゃないや、受け入れなかったところってありますよね。例えば、神保町ですとか、鍛冶町のこっち側とか。そこも全部整備するということ。そこはやらないの。

○依田コミュニティ総務課長 はい。この街区表示板については、住居表示実施地域ということでございまして、未実施の28地区については、こちらは対象外という形になります。住居表示の29地区ということが対象になります。

○たかざわ委員 あの、2020に向けて利便性を高めたり云々ということと矛盾していませんか。もう住居表示なんか、もう進まないでしょう、これ。もうどうやったって。どこも受け入れないんだから。これを整備しなきゃ、しょうがないでしょう。

○依田コミュニティ総務課長 はい。その辺、一応、街区とこの住居表示については、ちょっとこういう形で仕切りになってございますので、この住居表示未実施のところについての案内板については、この街区表示板とは別にまた違う方策でちょっと工夫していければなというふうに考えてございます。ちょっとなかなか細かいところを同じようにというところはいかないかもしれないんですが、その辺はちょっと工夫——まあ、例えば、防災関係の案内板だったり、あと、広報の案内板だったり、そういったところにそれなりのものを表示していくというところで、ちょっと研究・検討をさせていただきたいなというふうに考えています。

○たかざわ委員 はい。ぜひやってください。その辺が一番わかりにくいんですよ。例えば、神保町なんかは靖国通りを挟んで向こう側が奇数番地で、こっち側が偶数番地とかってなっているので、その辺が物すごくわかりにくいので、そういうところを整備しないと、こう、2020に向けて利便性というのはまるっきり言っているだけみたいになっちゃいますから、その辺は何か考えてください。

○依田コミュニティ総務課長 はい。その辺、十分検討させていただきたいと思います。

○永田委員長 はい。お願いします。

河合委員。

○河合委員 すみません、基本的なことが聞きたいんですけども、あれでしょう、青い長いやつですよ。○○町何番地とか、あれの設置の基準というのはどうなっているんですか。（発言する者あり）変な質問で申しわけないね。見たいときになかったりとか、（発言する者あり）なくてもいいところにあったりとか結構あるんで、選挙を皆さん経験していて、見ようかなと思ったらなかったり、何か基準があるのかどうか、その辺を教えてください。

○依田コミュニティ総務課長 はい。この街区表示板なんですけど、この街区という区域で一つつけるというのが基本になってございまして、この街区の考え方なんですけど、道路と

か河川、鉄道の線路等々で恒久的な施設によって定められるもので、面積が3,000平米から5,000平米で、戸数として30戸程度のという形で、これは国土交通省が示した基準に基づいて、当区も街区を割っていくと。で、そこが住居表示実施地域だと、そこに街区表示板というのをつけるというような形で、日本全国同じような基準で設けられているというところです。

○河合委員 そうすると、民間のお宅の壁に張ってくださいよとかということもありますよね。そうすると、基本的に拘束力はなくて、よく道路のコーナー、コーナーにあるのが一番基本かなと思うんですけども、それは地権者の方がオーケーですよと言えばつけるけど、そうでなければだめだということなんですね。

○依田コミュニティ総務課長 はい。河合委員ご指摘のとおりでございます。多くは民地につけさせていただいている状況です。あるいは、電信柱につけているような状況なんですけど、最近、無電柱化が進んでいまして、なかなかそこが撤去されているということで、新たに新設の場合は、その周辺の土地所有者に一軒一軒ちょっと了解を得るというような作業が入るというところでございます。

○河合委員 そうすると、民地で民間の建物につけますよというときには、何かそれに対する補助金とか、費用というのは発生するの。ただ善意でということでしょうか。

○依田コミュニティ総務課長 はい。助成金とか、そういった経費については、予算的な計上というのはされてございません。もう皆さんに任意でご協力いただくという形でございます。

○河合委員 わかりました。いいです。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

委員の皆様から何かその他ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして、閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時36分閉会